

「総合評価落札方式における 賃上げ実施企業への加点措置」について

入札要件に賃上げが項目入り

財務省は、国の機関に対し、総合評価落札方式における令和4年4月1日以降の入札を対象に、賃上げを行っている企業への優遇を行う通知を行った。

これは、賃金引上げの流れを確かなものとするを目的としており、要件として労使による賃上げ合意の表明書を提出することとしている。

国は賃上げを行う企業から優先して調達を行うことになる。

JAMはこれまでも「価値を認め合う社会へ」の取り組みを行ってきており、中小の賃上げ環境はいま整いつつあります、この好機を逃さず、実りある結果をつかみ取るよう、より一層取り組みを強化ねがいます。

加点措置の概要

- **対象** ; 令和4年4月1日以降締結する総合評価落札方式で国が発注するすべて公共事業と調達。
- **評価要件項目** ; 労使合意がなされた賃上げの表明書の提出
(一人当たりの平均受給額・大手3%中小1.5%以上)
- **実績確認** ; 加点を受け契約した際は、事業年度終了時に賃上げ実績の確認が行われる。
一例として「法人事業概況説明書」の労務費、役員報酬、従業員給料の総計の人数割の前年比較。
- **基準に満たない場合** ; 上記確認の結果、表明書の基準に達しない、もしくは趣旨逸脱の場合、次回入札時に加点以上の減点を行う。